



後期高齢者医療保険からのお知らせ

困 国保年金課医療年金係 (☎内線1119)

窓 住民福祉課税務保険係 (☎内線2121)

■「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します

有効期限が令和6年8月1日から令和7年7月31日までの新しい被保険者証などを、7月中旬に郵送します。

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」が引き続き対象になる人には被保険者証と一緒に郵送します。期限が切れた被保険者証などは、自身で破棄してください。

※令和6年12月2日に被保険者証の新規発行は廃止されますが、変更がなければ今回郵送する被保険者証は廃止後も有効期限まで使えます



▲薄緑色の封筒

◀緑色の被保険者証

75歳以上の人(入院時食事療養費標準負担額は、国民健康保険の人と同じ)

	自己負担割合、所得区分	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ* ¹	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円>	
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円>	
	現役並み所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>	
2割	一般Ⅱ*	18,000円 または (6,000円+(医療費-30,000円)×10%) の低い方を適用 <年間上限 144,000円>	
	①同一世帯に被保険者が1人の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金 収入+その他の合計所得金額が200万円 以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金 収入+その他の合計所得金額が320万円 以上	57,600円 <多数回 44,400円>	
1割	一般Ⅰ*	18,000円<年間 上限144,000円>	
	現役並み所得者、 一般Ⅱ以外の住民税課税世帯		
	低所得者Ⅱ		
1割	同一世帯の全員が住民税非課税 (低所得者Ⅰを除く)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円
	住民税非課税世帯で、世帯全員が年金 収入80万円以下かつ、その他の所得(給 与所得がある場合は、給与所得金額から 10万円を控除した所得金額)がない		

*…「一般Ⅰ」、「一般Ⅱ」、「現役並み所得者Ⅲ」の区分の人は、被保険者証が認定証の代わりになりますので、申請の必要はありません。

■「後期高齢者医療保険料額の決定通知書」を郵送します

○普通徴収(納付書・口座振替)の人

7月中旬に郵送します。納付書が同封されている人は、納期限までに納めてください。

○特別徴収(年金天引き)の人

8月上旬に郵送します。



▲普通徴収の人は、紫色の封筒



◀特別徴収の人は、ピンク色のはがき

■「令和6・7年度の保険料率」が変わります

保険料率(均等割額・所得割率)の変更点

	令和4・5年度		令和6・7年度
均等割額	45,700円	➡	49,100円
所得割率	8.89%		10.07%* ¹
年間上限	66万円		80万円* ²

軽減後均等割額の変更点

	令和4・5年度		令和6・7年度
7割	13,710円	➡	14,730円
5割	22,850円		24,550円
2割	36,560円		39,280円

激変緩和措置(令和6年度のみ)

- *1 所得割率9.36%(前年中の総所得金額等一基礎控除額が58万円以下の人)
- *2 年間上限73万円(令和6年4月1日前に被保険者となった人など)